

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科防災環境研究センター運営委員会規程

〔平成 23 年 2 月 16 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学大学院農学工学総合研究科防災環境研究センター規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学大学院農学工学総合研究科防災環境研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災環境分野の研究を通じた国内・アジア太平洋諸国の防災環境研究分野の人材育成に関する事項
- (2) 防災環境研究センターの事業計画及び運営経費に関する事項
- (3) 防災環境研究センターの施設・設備の概算要求等に関する事項
- (4) その他、防災環境研究センターの運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、宮崎大学大学院農学工学総合研究科防災環境研究センター規程第 4 条に定める次の委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、工学部教務・学生支援係（農学工学総合研究科担当）において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。